

令和3年7月16日

第37回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 37 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 3 年 7 月 1 6 日(金) 午後 2 時 0 0 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定に
ついて (所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（~~用途区分変更~~・除外・
~~編入~~）申出の意見決定について

議案第 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 農用地あっせん申出について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	12 番 南 圭 司
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

19 番 坂 元 一 彦

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長	西 村 里 志
主幹兼農地総務係長	堀之内 秀一郎
農地総務係主査	東 川 善 久
振興係長	吹 留 義 輝
振興係主査	向 吉 真 一
振興係主事補	今 吉 蓮 樺
人・農地プラン推進室長	嶺 元 和 仁 (農業委員会事務局参事)
人・農地プラン推進室主幹兼推進係長	前 田 昭 市 (農業委員会事務局振興担当主幹)

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長 堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	全員、ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第37回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「5番委員」と「7番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の3ページをお開きください。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての所有権移転分は、6件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今月の所有権移転分につきましては、経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。

議長	議案第 1 号のうち所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。
	今月の議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の 5 ページから 13 ページまでの 32 件で、うち新規が 28 件、再設定が 4 件となっています。
	また、農地中間管理機構への貸付分 4 件と農地中間管理機構からの借受分 4 件は重複しています。
	それでは、議案書の 5 ページをお開きください。
	(番号 1 を議案書どおり読み上げ説明)
	以下については、お目通しください。
	なお、13 ページの総合計は 55 筆、46, 365㎡、農地中間管理事業の重複分を除くと、51 筆、41, 653㎡となっています。
	今回の利用権設定分につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議長	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
	ただいま、事務局の説明のとおりであります。
	それでは、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 1 番についてご審議願います。
	これにつきましては、会議規則第 25 条の規定を準用し、31 番委員の退席を求めます。
	(31 番委員の退席確認)
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 1 号のうち、利用権設定分の 1 番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。

委員
議長

委員
議長

事務局

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(31番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番と3番についてご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、37番委員の退席を求めます。

(37番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の2番と3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番と3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(37番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の4番から7ページ11番までについては、新規就農者4名に関する案件であり、営農状況等の調査を地区担当委員が行っておりますが、今回も担当委員による個別報告とはせず、事務局からの一括報告に変更して進行いたします。

それでは、事務局に報告を求めます。

それでは、新規就農者について、事務局から報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。

また、営農計画書については、資料の1ページから4ページに掲載していますので、併せてご覧ください。

まず、4番から6番については、17番委員と37番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、農業法人に6年間勤務しておりましたが、自分で農業をしたいと思い、このたび新規就農者となりました。

農機具等は、農機具店より借用するとのことですが、今後購入予定です。

栽培品目としては、オクラ、スナックを中心に販売高500万円を目指しています。

作業に従事するのは、基本的に妻と2人ですが、繁忙期には妻の妹を雇用するとのこと。

なお、営農計画書を資料の１ページに添付していますので、ご参照ください。

次に、７番と８番について、１３番委員と３３番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、事務職に１５年ほど従事しておりましたが、若いうちに体を動かし、手に職をつけて働きたいと思い、就農しました。

農機具等は、自己所有のものと農機具店から借用したものを使用し、栽培技術や農機具等の操作については、農業研修所での６カ月間の研修と、農業法人に２年間勤務していたことから、特に問題はありません。

作業に従事するのは、基本的に１人ですが、繁忙期には友人の手伝いをもらい、今後は、規模拡大を目指したいとのことです。

なお、営農計画書は資料の２ページになります。

次に、９番と１０番について、４番委員と２３番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、会社勤務しておりましたが、退職をきっかけに農業を始め、このたび新規就農者となりました。

農機具等は、自己所有のものを使用し、栽培技術や農機具等の操作については、すでに４年ほど経験があるため現状のまま行っていく予定です。

作業に従事するのは、基本的に１人ですが、繁忙期には息子に手伝いをもらうとのことです。

なお、営農計画書は資料の３ページになります。

次に、１１番について、１４番委員と３４番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、会社を退職後、住み込みでオクラ農家やお茶農家、甘藷農家のもとでアルバイトをしている間に、農業への興味が湧き、去年から自分でも栽培を始め、このたび新規就農者となりました。

農機具等は、勤務先のものを借用し、栽培技術や農機具等の操作は、勤務先で教わるとのことです。

作業に従事するのは、雇用もあわせて基本的に２人で、今後は、規模拡大を目指したいとのことです。

なお、営農計画書は資料の４ページになります。

以上で新規就農者に関する事務局からの報告を終わります。

ただいま事務局の報告のとおりであります。

それでは、議案第１号のうち、利用権設定分の４番から１１番についてご審議願います。

議長

委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の4番から11番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番から11番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第1号のうち、利用権設定分の12番から13ページ32番までは、一括審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
8番委員	22番と24番について、使用貸借となっていますが何か理由があったのですか。
事務局	まず、22番ですが、借人が、耕作放棄地となっている申請地を再生して利用するため、使用貸借となっています。
	次に、24番ですが、貸人からの依頼により、管理を含めた貸借であるため使用貸借となっているようです。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
28番委員	14番から16番の[REDACTED]の内容を教えてください。
事務局	この法人につきましては、今回の申請にあたり、本市で農地所有適格法人となったものです。
	現在は、[REDACTED]で果樹の栽培を行っている法人です。
35番委員	果樹は、ブドウです。本市では、甘藷等を栽培するようで、4人位で作業をしています。
28番委員	指宿に住んでいるのですか。
35番委員	[REDACTED]から通っています。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の12番から32番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の12番から32番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定

	についてを議題といたします。 これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	7月6日転用調査時に、私と36番、37番委員と事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。 申請に基づき、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。 1番から5番は売買、6番と7番は交換による申請でございます。 いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われます。 以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。 最後に農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の5ページから23ページに添付していますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第2号のうち1番についてご審議願います。 これにつきましては、会議規則第25条の規定により、6番委員と同じく規定を準用し、33番委員の退席を求めます。 （6番委員と33番委員の退席確認） ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号のうち、1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号のうち、1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 （6番委員と33番委員の復席確認） 次に、議案第2号の2番から15ページの7番までについてご審議願います。
議長	ご質疑、ご意見はございませんか。
8番委員	6番と7番の交換は面積に1畝位の差がありますが、等価交換の理由を教えてください。

9 番委員	■■■■さんの土地一帯には■■■■のハウスがあり、申請地にもハウスが建っています。その関係で■■■■さんの渡す土地が小さくても等価交換ということになったようです。
8 番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号のうち、2番から7番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第2号のうち2番から7番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更除外申出の意見決定についてを議題といたします。
	これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。
	番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は、一般住宅です。
	資料の24ページをお開きください。
	申請地は、■■■■から北東へ990m行った農用地区域内農地で、東は市道、それ以外は畑に接しています。
	農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。
	事業計画者は、現在借家住まいであることから、今回、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。
	代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。
	番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は、グラウンドです。
	資料の25ページをお開きください。
	申請地は、■■■■から北西へ390m行った農用地区域内農地で、東は農道、西は市道、南は雑種地、北は田に接しています。

	農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、第1種農地の不許可の例外である既存施設の拡張に該当します。 事業計画者は、隣接地で病院を経営する法人ですが、申請地を取得し、患者向けのグラウンドを整備する計画です。 代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は、駐車場です。 資料は同じく、25ページになります。 申請地は、 から北西へ390m行った農用地区域内農地で、東と北は雑種地、西は市道、南は田に接しています。 農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、第1種農地の不許可の例外である既存施設の拡張に該当します。 番号2番と同じく、事業計画者は、隣接地で病院を経営する法人ですが、申請地を取得し、駐車場の拡張を行う計画です。 代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、小委員会では除外もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第3号についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
3番委員	2番と3番について確認ですが、申請地の上の田まで基盤整備事業の給水栓があったと思いますが、申請地の田は確認済みですか。
事務局	申請地は、基盤整備事業の地区外となっています。
3番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。

小委員長

よって、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更除外申出については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の26ページをお開きください。

申請地は、[]から南へ710m行った農地で、東と南は市道、西は雑種地、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域に近接している農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在県外在住ですが、帰郷後に自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、隣接地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の6ページをお開きください。

申請地は、[]から南西へ140m行った農地で、東は宅地及び畑、西と南は畑、北は畑及び市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の27ページをお開きください。

申請地は、[]から北東へ70m行った農地で、東と西は宅

地及び畑、南は畑、北は宅地に接しています。

農地区分、許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を使用貸借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、隣接農地との間には緩衝地を設けるため、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、養殖池です。

資料の28ページをお開きください。

申請地は、[]から南東へ210m行った農地で、東は雑種地、西は宅地及び畑、南と北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、隣接地で養殖業を営んでおりますが、生産性の向上と効率化を図るため、申請地を取得し、養殖池を整備する計画です。

土地の形状については現状で、隣接農地との間には緩衝地を設けるため、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、体育館です。

資料の29ページをお開きください。

申請地は、[]から北東へ280m行った農地で、北は市道、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、隣接地でこども園を運営する法人で、申請地を賃借し、園児の遊び場として体育館を建築する計画です。

土地の形状については現状で、周囲に農地はないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、転用目的は、豚舎です。

資料の30ページをお開きください。

申請地は、[]から北西へ560m行った農地で、東は用悪水

路、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は、申請地の隣で養豚業を営む個人で、申請地を取得し事業拡大のため、豚舎を建設する計画です。

土地の形状については現状で、隣接地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、転用目的は、残土置場です。

資料の31ページをお開きください。

申請地は、[]から北東へ420m行った農地で、東は畑、西は畑及び原野、南は山林、北は山林及び畑に接しています。

農地区分・許可事項については、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、土木・建築業を営む法人で、申請地を取得し、工事に伴う残土置場として利用する計画です。

土地の形状については現状で、構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の6ページをお開きください。

申請地は、[]から西へ340m行った農地で、東は宅地、西は農道、南は畑、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、東側に住宅等が連たんしているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、現在借家住まいであり、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、隣接地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

議長

委員
議長

それでは、議案第4号のうち1番についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、17番委員の退席を求めます。

(17番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第4号の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号のうち1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(17番委員の復席確認)

次に、議案第4号のうち2番から18ページ7番についてご審議願います。

8番委員

ご質疑、ご意見はございませんか。

7番について、3,000㎡を超えていますが、全体調査としなかった理由を教えてください。

事務局

通常、3,000㎡を超える案件については、全体調査を実施しておりますが、今回の申請地については、 沿いの谷のような場所で、ほとんど荒廃化や山林化している状況であり、農地としての現況は3,000㎡もなくわずかであったため、全体調査でなく小委員会での対応とさせていただきました。

皆さんにはそのことについて、事前に説明をしておりました。

申し訳ありませんでした。

8番委員

分かりました。

議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号の2番から7番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号のうち2番から7番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号の8番についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、33番委員

	の退席を求めます。 (33番委員の退席確認) ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第4号の8番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号の8番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 (33番委員の復席確認) 次に、議案第5号農用地あっせん申出についてを議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の19ページをお開きください。 議案第5号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。 今月は、売渡申出6件、貸付申出1件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下につきましては、お目通しください。 なお、見取図、地籍図につきましては、資料の32ページから47ページに掲載しています。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
	このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 議案書の19ページをお開きください。 番号1は13番委員と33番委員。 番号2は30番委員と10番委員。 番号3は21番委員と2番委員。 番号4は36番委員と16番委員。 番号5は32番委員と12番委員。 番号6は31番委員と16番委員。 番号7は33番委員と13番委員。

	以上、事務局案として提案いたします。 なお、今回のあっせんについては、皆さんの任期が１９日までとなっておりますので、現委員の皆さんにお願いしておりますが、今回交代される方の分については、推進委員を委嘱する８月２日に改めて新しい委員さんへ事務局から依頼します。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
委員	(各委員了解あり)
議長	それでは、議案第５号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。 本日の議題は、これで終了いたしました。 他にございませんか。
２７番委員	お尋ねですが、ワナの免許を取るにはどのような手続きが必要でしょうか。
事務局	農産技術課が担当していますので、お問い合わせいただければと思います。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	他になければ、その他に入ります。 その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、その他についてご説明いたします。２１ページをご覧ください。 その他（議案書２１ページを参照して説明） １．７月の行事報告 ２．８月の行事予定等 ３．その他
議長	他にございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	他にないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。 これをもちまして、第３７回指宿市農業委員会を閉会いたします。 全員ご起立願います。 一同礼。 (閉会 午後３時１０分)
事務局	

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員 5 番委員

議事録署名委員 7 番委員